

3 高齢者外出支援事業

市町・団体名	事業名	対象者・条件等	内容	担当	開始年月日
栃木県交通安全協会	反射材の配布事業	高齢者の方	高齢歩行者などの夜間における交通事故防止のため、県警と連携し、地域交通安全活動推進委員等による家庭訪問時及び各種イベント等で反射材を配布	栃木県交通安全協会 028-622-8483	H30.4
栃木県バス協会	シニア向け全線フリー定期券「おでさぼ70」	70歳以上の方	栃木県内の関東自動車、ジェイアールバス関東の一般路線バス全線(高速バス・コミュニティバス・催事バスを除く)フリー定期券の販売	関東自動車(株) 028-634-8133 ジェイアールバス関東(株) 西那須野支店 0287-36-0109	H30.10.1
宇都宮市	高齢者外出支援事業	年度末において、70歳以上の市民	年度につき1回、路線バスや地域内交通、ライトラインの乗車に使用できる10,000円分の福祉ポイントを交通系ICカード「totra(トトラ)」に付与、または地域内交通等の乗車券を交付 ※令和7年度より申請開始時期を4月15日～に変更	高齢福祉課 福祉サービスグループ 028-632-2367	R3.4
足利市	あしかが・いきいきパスポート	65歳以上の市民	路線バスの乗車料金を210円から100円に割引 ※市内芸術・文化施設入場料等の割引もあり	元気高齢課 0284-20-2153	H4.4.1
栃木市	福祉タクシー料金助成事業	①80歳以上で、月1回以上通院しタクシー利用を必要とする方 ②65歳以上80歳未満で月4回以上通院しタクシー利用を必要とする方	1枚500円の福祉タクシー利用券24枚の交付(10月1日以降の申請は12枚の交付)※年度毎に申請可能	障がい福祉課 0282-21-2203	S61 以下不詳
佐野市	高齢者生活路線バス運賃助成	年度末(3月31日)現在で70歳以上の市民	生活路線バス利用時に、市が交付する運賃助成利用者証等を提示することにより、乗車運賃等の一部(150円)を助成	いきいき高齢課 0283-20-3021	H20.10.1
	高齢者福祉タクシー運賃助成	①75歳以上の市民 ②70歳以上74歳以下の市民で高齢者のみの世帯 ※②の年齢は年度末(3月31日)現在	医療機関へ通院及び市内での買物等にタクシーを利用する場合、市が交付する運賃助成利用者証等を提示することにより、運賃の一部(運賃の3割 割引額上限1,500円)を助成		H17.2.28
鹿沼市	移送サービス事業	中央、菊沢、西大芦、加蘇、南押原、栗野、粕尾、永野、清洲地区に住所がある高齢者(対象年齢など詳細は地区規約等による)	公共交通機関を利用できない方への支援サービス	該当地区福祉活動推進協議会等	H18から順次

市町・団体名	事業名	対象者・条件等	内容	担当	開始年月日
日光市	移送サービス事業	65歳以上の高齢者 一人暮らし又は夫婦のみの市 民税非課税世帯に属する移動 が困難な方	移送用車両による下記の移送 ・通院又は入退院を目的とする市 内居所と医療機関間の移送 ・入退所を目的とする居所と社会 福祉施設間の移送 (日光市・鹿沼市内に限る) ※週1回、月4回まで	高齢福祉課 高齢福祉係 0288-21-5100	H13.4.1
小山市	移送サービス事業(医療 機関へのタク シー送迎)	おおむね65歳以上の独居また は高齢者のみの世帯に属する 方で、自力での通院が困難な 方	タクシー医療機関への送迎を行 う。自宅からの距離に応じた定額 で利用できる利用券を年間24枚 交付	高齢生きがい課 0285-22-9617	H12.4.1
	移送サービス事業(いき いきふれあ いセンター へのタク シー・デマン ドバス送迎)	おおむね65歳以上の高齢者 で、徒歩や自転車では「いきい きふれあい事業」に参加が困 難な方	タクシー又はコミュニティバス「おー バス」のデマンドバスでいきい きふれあいセンターへの送迎を定額で 利用できる利用券を交付	高齢生きがい課 0285-22-9617	H12.4.1
	移送サービス事業(80歳 以上バス運 賃補助事 業)	乗車日当日において小山市内 に居住する80歳以上の高齢者	おーバス全線(路線バス・デマンド バス)の運賃の全額を補助。 対象者は、氏名、住所、生年月日 等が記載された本人確認書類等 を提示。提示が困難である場合に は、口頭で申告を行うことにより、 同様に補助を受けることができる。	高齢生きがい課 0285-22-9617	R8.4.1
	生活支援体 制整備事業 小山市社会 福祉協議会 通院送迎支 援事業 「外出を支え 隊」	市内に住所を有し、65歳以上 の高齢者または身体障がい者 の方。介護保険所得段階第3 段階以下(世帯全員が非課税) の方。自分で車の乗り降りがで きる又は介助者が同乗できる 方。市の移送サービスを利用 後、足りない場合。	利用登録後、登録ボランティアドラ イバーが自家用車で通院送迎を 支援する。利用は月1～2回。片道 10km未満100円、10km以上20 0円。利用申し込みは14日前ま で。	小山市 社会福祉協議会 0285-23-1887	R3.4.1
	移送サービス事業	大谷地区、中地区、絹地区に お住まいの方(対象者の詳細 は地区による。事前登録制)	利用登録後、登録ボランティアドラ イバーが自家用車で通院送迎を 支援する。利用条件、利用料など は地区による。	該当地区 社会福祉協議会	
真岡市	老人福祉タ クシー事業	65歳以上の市民で、一人暮ら しまたは高齢者のみの世帯、 かつ普通自動車等(原付含む) の所有及び使用をしていない 世帯の方	老人福祉タクシー(市と協定したタ クシー)の利用券(1枚500円分)を 給付 ※1世帯に対し月5枚、年間60枚 まで給付。有効期限は年度末ま で。	高齢福祉課 高齢者福祉係 0285-83-8195	R7.4.1 改正
大田原市	高齢者等外 出支援事業 (通院のみ)	一般の交通機関の利用や家族 等による送迎が困難で、次の いずれかに該当する方 ①居宅介護サービス又は介護 予防サービスを受けている方 ②身体障害者手帳又は療育手 帳をお持ちのひとり暮らしの方	自宅から医療機関までの送迎 ※移送用車両・片道300円	高齢者幸福課 高齢支援係 0287-23-8740	H17.4.1
	高齢者通院 等タクシー事 業(利用者 登録制)	公共交通機関を利用すること が困難、および大田原市デマ ンド交通事業対象外の65歳以 上の一人暮らしの高齢者又は 65歳以上の高齢者のみの世帯 及びこれに準ず る世帯の高齢者	居宅から市内の医療機関等まで のタクシー利用で、運賃が1,000円 (自己負担)を超える場合、超過分 を市が負担		H26.10.1

市町・団体名	事業名	対象者・条件等	内容	担当	開始年月日
矢板市	矢板市高齢者外出新事業 (ともなりパス75)	75歳以上の市内在住者	・中央部循環路線バス無料 ・デマンド交通運賃割引 片道500円→200円 往復800円→300円	建設環境部 都市整備課 計画担当 0287-43-6213	R3.10.1 改正
	矢板市福祉タクシー事業	80歳以上の市内在住者	1枚500円の助成となるタクシー券を申請者に年24枚交付する。乗車料金が、500円以上で1枚、1,000円以上で2枚、1,500円以上で3枚まで使用可能。	社会福祉課 0287-43-1116	R4.4.1 改正
那須塩原市	高齢者外出支援タクシー利用券	70歳以上の市内居住者で、運転免許がないか、自動車を所有せず、かつ、使用しない人で、次のいずれかに該当する人 ・同居等の親族がいない ・同居等の親族による外出支援を受けられない	在宅高齢者のタクシー等利用料金助成 ・タクシー券 年間60枚 (1枚500円相当) ・バス等券 年間25枚 (1枚200円相当) ※申請月により交付枚数は変わります。	保健福祉部 高齢福祉課 0287-62-7137	H28.8.16
さくら市	福祉タクシー事業	1 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受け、自力で自動車の運転が困難で、かつ通常の公共交通機関を利用することが困難な方 2 65歳以上の方のみで構成される世帯で、同一敷地内に(隣接地)に親族が居住していない市民税非課税世帯の方で、日常生活を営む上で必要な外出手段として福祉タクシーを必要とする方	外出時にタクシーを利用した際の乗車料金500円分をタクシー利用券により助成。(月6枚、年間72枚を限度)※左記の対象者・条件の2に該当し、75歳以上の方は、月8枚、年間96枚を限度	高齢課 見守り福祉係 028-681-1155	H17.3.28
那須烏山市	高齢者福祉タクシー事業	75歳以上の高齢者で、下記の全てを満たす方 ・市県民税非課税世帯 ・単身か高齢者のみの世帯 ・敷地内に移動手段の支援可能な親族世帯が居住していない ・自家用車を未所有の世帯 ・他の外出支援サービスを利用していない	タクシーの初乗り運賃分を助成(タクシー券を支給)	健康福祉課 高齢いきがいグループ 0287-88-7115	H29.11.27 改正
下野市	高齢者外出支援事業	年度末において75歳以上となる市民で、デマンド交通利用登録をした者	デマンド交通(おでかけ号)の利用券10枚を交付 ※有効期間は年度末まで	高齢福祉課 0285-32-8904	H28.4.1 改正
上三川町	社会福祉法人上三川町社会福祉協議会日常生活外出支援ボランティア事業	一人で外出が困難な一人暮らし高齢者・障がい者等で家族や親族により外出の支援が困難な方	ボランティア会員が社会福祉協議会の車両またはボランティアの自家用車により外出を支援 ※外出範囲は隣接市町までで2時間以内、利用は原則月1回	上三川町 社会福祉協議会 0285-56-3166	H23.6.13

市町・団体名	事業名	対象者・条件等	内容	担当	開始年月日
茂木町	移送サービス事業	75歳以上の高齢者	めぐるくん 自主返納証明で利用料減免(半額) 町内全域及び下記の地区・場所 ・益子町内青木医院 ・市貝町内関本眼科 ・芳賀中央病院 芳賀町工業団地管理センター前	NPO法人 茂木町配食サービスセンター 0285-63-5001	H27.4.1
市貝町	福祉タクシー事業	町内に居住する70歳以上の高齢者のみの世帯で、外出の際にタクシーを必要とする方	利用者1人に対し、福祉タクシー利用券を交付 ※月6枚・年間72枚を限度	長寿福祉課 0285-68-1113	R3.4 改正
芳賀町	高齢者福祉タクシー事業	町内に住所を有する65歳以上の在宅で生活する高齢者で、自動車運転免許を持っていない人	福祉タクシー(町と協定したタクシー)の利用券(基本料金分)を給付し、運賃の一部を助成 ※月8枚の割で年間96枚まで、有効期限は年度末まで	健康福祉課 介護保険係 028-677-6015	H12.4.1
	高齢者通院時タクシー利用助成	次のいずれにも該当する者 (1) 町内に住所を有し、現に居住する者 (2) 通院等にタクシーの利用が必要であると認める者 ※年齢制限なし	通院及び入退院に係る自宅と医療機関の間の移動(転院の場合も可)に利用したタクシーの運賃の3分の2を助成 ※月上限20,000円、年度上限120,000円		R8.4.1
壬生町	外出支援サービス事業	65歳以上の独居又は高齢者のみの世帯の方	町外医療機関等に通院する場合に利用できる助成券を交付し、運賃の一部を助成 ※利用料金の2分の1または、2,000円のいずれか少ない方の額を利用者負担。ただし、町負担限度額を3,000円とする	健康福祉課 高齢福祉係 0282-81-1830	H15.4.1
野木町	外出支援サービス事業	町内に居住し65歳以上で体が不自由なため常時車イスを使用し、一般の公共交通機関を利用することが困難な方	居宅と社会福祉施設や医療機関等の間を送迎 ※無料	野木町 社会福祉協議会 0280-57-3100	H14.10.15
	高齢者外出支援事業	町内に住所を有する満70歳以上の者で、かつ移動手段のないもの。ただし、施設入居者は除く。 他の助成との併用不可。	本事業の利用者がタクシーを利用した場合、乗車1回につき500円を助成する。 ※月4枚、年間48枚を限度。 ※1回あたりのタクシー利用料が1,000円未満の場合は1枚、1,000円以上の場合は2枚使用可能。	健康福祉課 高齢対策係 0280-57-4173	R5.5.1
高根沢町	高齢者外出支援事業	町内在住で満80歳以上の者	デマンド交通の利用料が無料	健康福祉課 028-675-8105	R2.4.1

市町・団体名	事業名	対象者・条件等	内容	担当	開始年月日
那須町	福祉タクシー 料金助成事業	町内に住民票を有し、次のいずれかに該当する者 イ：身体障害者手帳1級、2級 ロ：療育手帳所有者A1、A2 ハ：精神障害者保健福祉手帳所持者1級 ニ：満75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の者	福祉タクシー（町と協定したタクシー）の利用券（700円分）を給付し、運賃の一部を助成 ※月4枚、年間48枚を限度。有効期限は年度末まで	保健福祉課 福祉係 0287-72-6917	H3.4.1
那珂川町	那珂川町福祉タクシー事業	①身体障害者手帳1級・2級（体幹機能障害等）で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ②療育手帳の等級がA1・A2で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ③精神保健福祉手帳1級・2級で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ④介護保険における要介護度が概ね要介護2以上で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ⑤その他、会長が特に認めた方	住居が役場本庁舎から3km未満の方は月4,000円相当の利用券、3km以上5km未満の方は月4,500円相当、5km以上の方については月5,000円相当を交付。 ※有効期限は年度末まで、利用者は利用者証を提示することで利用できる。	那珂川町 社会福祉協議会 0287-92-2226	H19.4.1